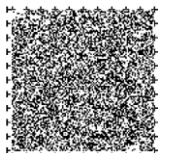


第 2 章 施策展開



基本理念

ふれあい 寄り添い 支え合い
共に生きるまち ところざわ

大柱

差別解消と権利擁護の推進
(P.28)

社会参加の促進と協働の推進
(P.32)

福祉サービス等の充実
(P.36)

支援体制の充実
(P.40)

保健医療の充実
(P.44)

育ちと学びの充実
(P.48)

雇用・就労の促進
(P.52)

情報アクセシビリティの向上
(P.56)

安全・安心なまちづくり
(P.60)

中柱

- (1) 差別解消の推進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

- (1) 社会参加の促進
- (2) 市民協働（相互理解）の推進

- (1) 自立した生活に向けた支援の充実
- (2) 福祉サービス等の充実

- (1) 相談支援の充実
- (2) 地域の支援体制の充実
- (3) 重度障害者支援体制の充実

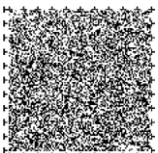
- (1) 予防・治療の充実
- (2) 保健事業の推進
- (3) 地域の保健医療体制の充実

- (1) 幼児期における教育・保育の充実
- (2) インクルーシブ教育システムの推進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- (1) 雇用の場の創出
- (2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

- (1) 情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯体制の整備



基本的な考え方

- 障害者の自立と社会参加の促進
- 障害特性に応じたきめ細かな支援
- 地域共生社会の実現に向けた環境整備

小柱

①差別解消の推進

①権利擁護の推進 ②虐待の防止

①社会活動への参加支援 ②障害者団体への支援

①啓発・広報活動の充実 ②ボランティア活動の促進 ③地域交流活動の促進

①生活環境の整備 ②意思決定支援の推進 ③経済的自立の促進

①障害者向けサービスの充実 ②障害児向けサービスの充実

③社会情勢に応じた障害福祉サービスの提供

①総合的な相談体制の確立 ②ケアマネジメントの充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ②地域生活支援拠点の整備

③サービスの質の向上

①医療的ケアに対応可能な体制の整備 ②重度障害者への支援 ③施設入所支援

①障害の予防・早期発見体制の充実 ②障害の治療・軽減・補完施策の充実

①健康づくりの充実 ②保健事業の充実

①地域医療の充実 ②精神保健体制の充実

①教育・保育環境の整備

①教育体制の整備 ②教育環境の整備

①学習機会・内容の充実

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

①就労に向けた支援 ②福祉的就労の充実

①行政情報のアクセシビリティ向上 ②情報提供の充実

①コミュニケーション支援体制の充実

①福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③移動しやすい環境の整備

①情報提供の充実 ②防災体制の整備 ③災害時の応急体制の整備 ④防犯体制の充実

第2章
第2節

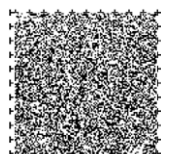
ライフステージを通じた支援

(P.66)

第3章

障害福祉サービス等の目標値・見込量

(P.79)



1

差別解消と 権利擁護の推進



「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障害に関する理解の浸透を図っていますが、様々な社会的障壁は今なお存在しています。このような状況を変えていくためにも、障害者に対する差別解消と権利擁護を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[差別解消] 障害に関する理解の啓発

障害に関する理解の浸透を図るために、主に公的機関や民間事業者を対象に、障害理解についての出前講座を実施しました。



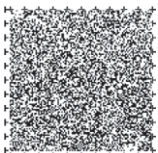
[虐待防止] 虐待に対する適切な対応

障害者虐待防止法の趣旨・通報義務を周知し、委託相談支援事業所*1等と連携し、虐待発生時の体制整備に取り組みました。



[権利擁護] 権利擁護に関する相談

所沢市子どもと福祉の未来館の福祉の相談窓口や委託相談支援事業所で権利擁護に関する相談支援を行いました。



*1 委託相談支援事業所……市から委託を受け、日常生活の不安や施設の紹介など、障害者やその家族からの多種多様な相談を受け付ける事業所。

主要な課題

課題① 障害者差別の解消

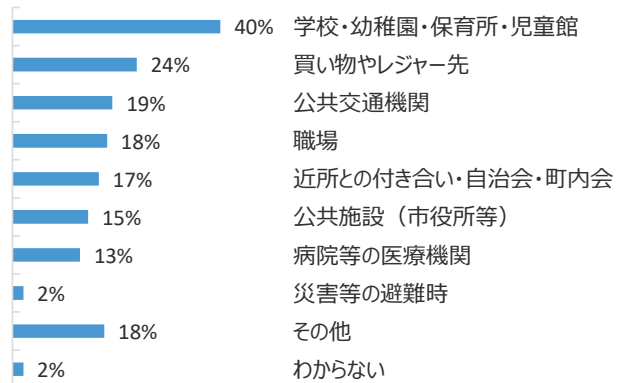
- 現在生じている差別解消（身近な地域における障害理解の浸透）
- 民間企業や所沢市職員における適切な合理的配慮の実践
- 将来にかけての差別解消（幼少期からの障害理解の必要性）

課題② 権利擁護・虐待防止

- 判断能力が不十分な方に対する適切な支援
- 市民、事業者等の障害者虐待に対する正しい認識
- 適切かつ迅速な虐待対応の継続的な実施

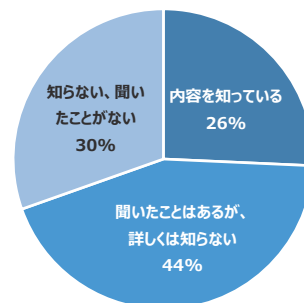
差別を受けた場面※（障害者・障害児アンケート）n = 192

「障害者差別を受けたことがある」と回答した人に、差別を受けた場面について尋ねたところ、回答者の約4割が「学校・幼稚園・保育所・児童館」を選択していました。



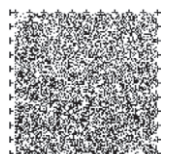
成年後見制度*1の認知度（障害者・障害児アンケート）n = 1,362

障害当事者に対して、成年後見制度を知っているか尋ねたところ、回答者の約4割が「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」を選択していました。「内容を知っている」と「知らない、聞いたことがない」を選択した回答者は、おおよそ同じ割合となりました。



※は複数回答形式。

*1 成年後見制度………認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度。



(1) 差別解消の推進

①差別解消の推進

障害者差別の解消を図っていくために、市民や事業者に対して、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を周知するとともに、出前講座等の啓発活動を実施します。

さらに、所沢市における障害理解の浸透と合理的配慮の実践へとつなげていくために、市職員に対しても周知啓発の徹底を図ります。

また、将来にかけて差別のない社会を作るために、市内の公立小中学校において、障害理解教育を推進します。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

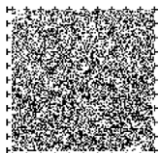
①権利擁護の推進

判断能力が不十分な方を支援するため、所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口や委託相談支援事業所による適切な情報提供や相談支援を通じて、成年後見制度の周知啓発及び利用促進を図ります。

②虐待の防止

障害者虐待防止法に関する情報の周知に努めるとともに、障害者虐待防止・対応マニュアルに基づき、所沢市基幹相談支援センター^{*1}を中心とする市内の委託相談支援事業所と連携して虐待案件に対応することで、障害者の権利擁護を図ります。

*1 所沢市基幹相談支援センター……地域における相談支援の中核的な機関。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援等を行う。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数（累計）	567人	1,220人

説明：所沢市職員の障害理解と合理的配慮の促進を図るため行う、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数です。

障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数	133人／年	200人／年
----------------------------------	--------	--------

説明：成年後見制度の周知啓発及び利用促進のために行う、障害者やその家族及び関係者に向けた出前講座の受講者数です。

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

所沢市において、障害者に対する誤解や偏見といった社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、共に支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指す上で、指針となるものです。

本条例では、障害者に対する不利益な取扱いの禁止（障害者に対する差別の禁止）と、合理的配慮の提供について規定しています。

■障害者に対する不利益な取扱い（障害者に対する差別）：具体例



介助犬の来店拒否



乗車の拒否

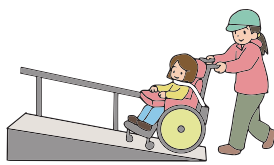


威圧的な態度

■障害者に対する合理的配慮の提供：具体例



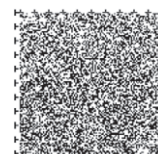
手話の対応



バリアフリー化



点字資料の提供



2

社会参加の促進と協働の推進



障害者が地域で豊かな暮らしをしていくためには、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の活動を促進し、障害者との地域交流などを通じた、市民の障害に対する理解の浸透を推進していく必要があります。(写真：令和元年度障害者週間記念イベント 出演：ピーターパンJr.)

所沢市のこれまでの主な取組



[地域交流] **障害者週間記念イベント**

障害理解につながる講演会、手話・点字や障害者スポーツの紹介、福祉機器の展示や障害者による作品展示等のイベントを行いました。



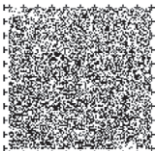
[啓発] **講座・講演会の開催**

発達障害に関する講演会の開催やパネル展示、精神障害について理解を深める講座やつどい、こころの美術展等を開催しました。



[相互理解] **社会活動への参加支援**

スポーツ、文化芸術、レクリエーションの機会を提供するとともに、障害者団体の活動を支援しました。



主要な課題

課題① 障害者の社会参加の促進

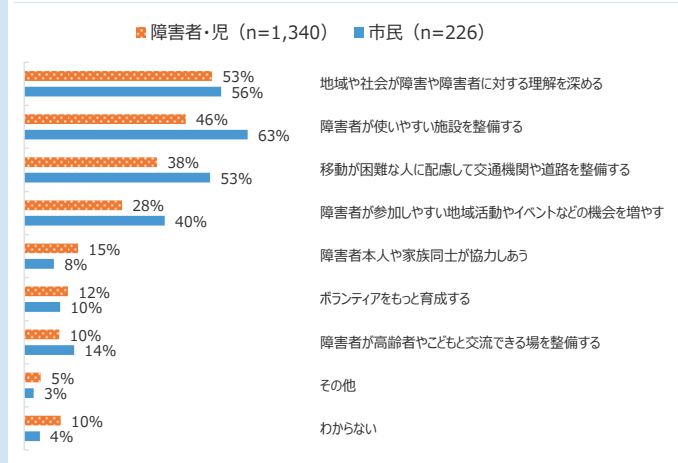
- スポーツ・文化芸術活動等の機会の創出及び参加支援
- 障害者の社会参加に必要な配慮
- 障害者やその家族同士が協力して活動するための支援

課題② 障害者と市民との相互理解

- 障害者が活躍できる場の創出と市民参加の促進
- 地域における交流の機会の確保
- 地域における障害に関する理解促進

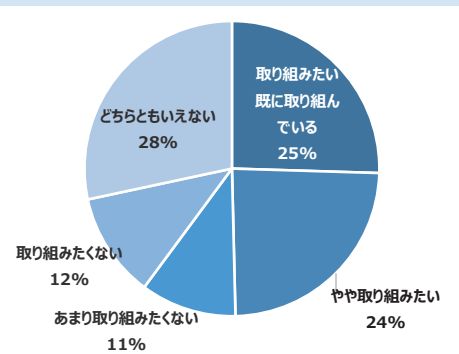
障害者の社会参加に大切なこと※（障害者・障害児・市民アンケート）

障害当事者と市民に対して、障害者の社会参加に大切なことを尋ねたところ、いずれも「地域や社会が障害に対する理解を深める」「障害者が使いやすい施設を整備する」「移動が困難な人に配慮して交通機関や道路を整備する」「障害者が参加しやすいイベントなどを増やす」の回答が多くなりました。

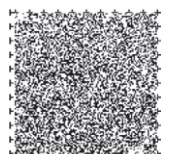


スポーツ・文化芸術等に取り組みたいか（障害者・障害児アンケート） n = 1,044

障害当事者に対して、スポーツ・文化芸術等の社会的活動に取り組みたいか尋ねたところ、回答者の約半数が「取り組みたい・既に取り組んでいる」又は「やや取り組みたい」を選択しています。他方、「取り組みたくない」又は「あまり取り組みたくない」を選択した人は約2割となりました。



※は複数回答形式。



(1) 社会参加の促進

①社会活動への参加支援

国や県などが開催する障害者のスポーツ大会への参加を促進するとともに、文化芸術活動等の発表の機会の提供や選挙会場のバリアフリー化の推進等を通じて、障害者の社会参加を支援します。

②障害者団体への支援

障害者団体の活動を促進するため、団体の運営費の補助や活動に対する支援を行います。

(2) 市民協働（相互理解）の推進

①啓発・広報活動の充実

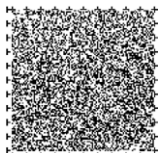
障害者週間記念事業として実施するイベントをはじめ、障害者が活躍できる場を提供し、多くの市民の参加を促すことで地域における障害理解の促進を図ります。

②ボランティア活動の促進

ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、ボランティアセンター等と連携し、地域ボランティアの活動を支援します。

③地域交流活動の促進

所沢市民フェスティバル等の広く市民が集まるイベントや学校・地域の行事において障害者の参加を促し、障害者施設・団体の活動紹介や体験活動を行うことで、障害や福祉活動への理解を深める取組を進めます。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
所沢サン・アビリティーズ* ¹ 及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者数	7,352 人／年	8,500 人／年

説明：所沢サン・アビリティーズと所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者の人数です。

障害者週間記念事業来場者数	332 人／日	550 人／日
---------------	---------	---------

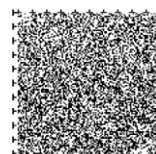
説明：障害者週間記念事業として行う、障害者作品展等のイベントの一日当たりの来場者数です。

障害者週間記念事業

障害者基本法は、国民の間に広く共生社会の実現に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化芸術その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から12月9日までの一週間を障害に対する理解促進を図るための期間として定めています。本市においても期間中に障害者の作品展等を行い、市民に対する障害への理解促進を図っています。



*1 所沢サン・アビリティーズ……障害者の文化、教養、体力の向上を図ることを目的とした施設。館内には、体育室をはじめ、学習・会議に使える研修室、お茶・お花などに利用できる教養文化室、楽器やコーラスの練習ができる音楽室などの設備が整えられている。



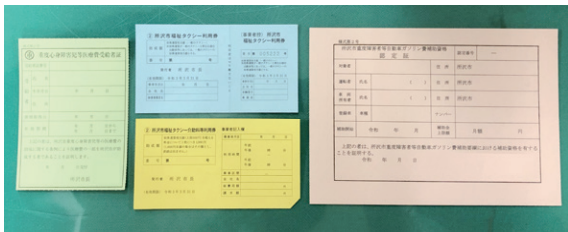
3

福祉サービス等の充実



障害者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送るためには、日々の生活の援助や福祉サービス等の充実が必要になります。また、適切な福祉サービスの提供のため、日頃からの関係機関との連携も必要です。

所沢市のこれまでの主な取組



[公的援助] 福祉手当・医療費助成等

重度障害者に福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、補装具や日常生活用具の適切な利用に関する周知を行いました。



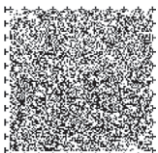
[居住支援] 居住の場に関する調整

施設入所待機者をスムーズに入所につなげるため、家族等からの相談に応じ、必要な入所支援に努めました。



[研修・連携] 研修・情報交換会の開催

所沢市自立支援協議会*1 において、グループスーパービジョン*2 等を実施し、支援者のスキルアップや関係機関の連携を図りました。



*1 所沢市自立支援協議会……相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。障害者総合支援法に設置が規定されており、就労、保健医療、サービス提供事業所、相談支援事業者等により構成されている。

*2 グループスーパービジョン……個別のケースにおいて、支援者一人では解決困難なケース等に関して、地域の相談支援事業所等の支援者が集まり、意見を出し合うことによって、解決策や対応方法を検討する手法。

主要な課題

課題① 地域で自立した生活を送る上での不安の解消

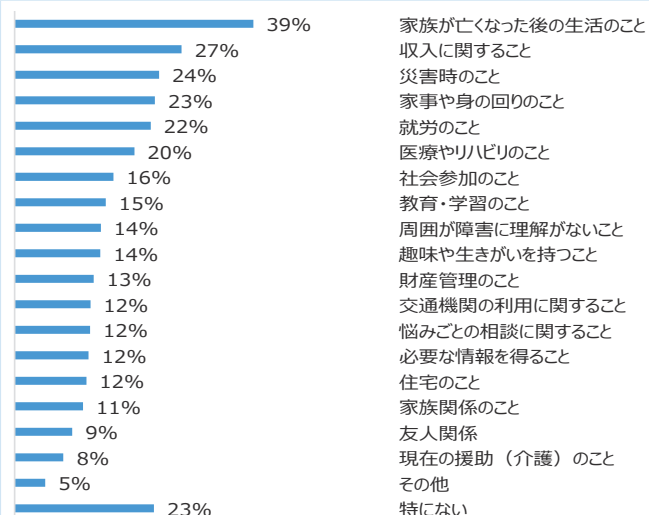
- 本人の希望する居住形態（自宅、グループホーム等）の実現に向けた支援
- 「親亡き後」の生活に向けた本人、家族、支援者等の準備
- 障害者への経済的支援の継続的な実施

課題② 福祉サービス等の充実

- 在宅サービスや通所サービスの適切な利用支援
- 社会情勢に対応した福祉サービスの提供

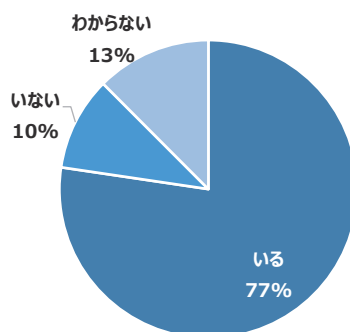
困っていること※（障害者・障害児アンケート） n = 1,302

障害当事者に対して、困っていることを尋ねたところ、「家族が亡くなった後の生活」の回答が最も多くなっています。また、「収入に関すること」「家事や身の回りのこと」「社会参加のこと」「財産管理のこと」「住宅のこと」等の日常生活に関する不安を上げる回答が見られました。他方、「特にない」を選択した方も2割程度いることがわかります。

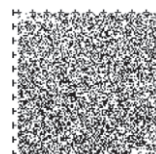


親亡き後が心配な利用者の有無（事業所アンケート） n = 128

事業所に対して、親亡き後が心配な利用者の有無を尋ねたところ、回答者の8割近くが親亡き後が心配な利用者が「いる」を選択しました。他方、「いない」と回答した事業所は1割ほどにとどまりました。



※は複数回答形式。



(1) 自立した生活に向けた支援の充実

①生活環境の整備

自立した生活を希望する障害者の居住の場であるグループホームの整備を支援するとともに、新規の事業所が地域に根差していくことができるよう、関係機関との連携の促進を図ります。また、障害者の自立した活動に必要な補装具^{*1}や日常生活用具^{*2}を適切に給付します。

さらに、「親亡き後」の障害者の生活の準備を進めるため、短期入所や体験利用による本人・施設双方の準備や、家族へ「親亡き後」について考えてもらうための働きかけを行います。また、成年後見制度の利用の検討や、現在の生活状況に合わせた福祉サービスの種類・支給量の見直し等を行い、高齢化が進む障害者や家族への支援の充実を図ります。

②意思決定支援の推進

知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに沿った対応について検討を進めるとともに、障害福祉サービス事業者等に対して周知啓発を図ります。

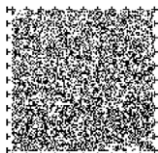
③経済的自立の促進

障害者が生計を維持し、経済的に自立した生活を送れるよう、移動に関する費用の補助、重度障害者に対する福祉手当の支給や医療費の助成を行います。

(2) 福祉サービス等の充実

①障害者向けサービスの充実

障害者が自立した生活を送るために必要な在宅サービスや通所サービスの提供体制を整備します。また、在宅生活が困難な障害者のニーズに応じ、安定した地域生活を送るための支援や、適切に入所につなげるための支援に努めます。



*1 補装具……身体の不具合部分や障害のある部分を補い、日常生活や働くことを補助する用具。盲人安全つえ、補聴器、義肢（義手・義足）、車いす、歩行器など。

*2 日常生活用具……特殊寝台、入浴補助用具、ポータブルレコーダー、ファックス、ストマ用装具など、在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために用いられる用具。

②障害児向けサービスの充実

障害児一人ひとりの状況に応じ、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援^{*1}の提供体制の整備を行うとともに、通所支援事業所等と保育園、幼稚園、学校との連携を図ります。

③社会情勢に応じた障害福祉サービスの提供

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、障害者への支援を行う現場において感染予防対策を踏まえた支援方法への変容がありました。このような社会情勢の変化に対応するため、正確な情報を迅速に収集し、障害福祉サービス事業者等に適切に提供することにより、より良い障害福祉サービスの提供につなげます。

(市内施設における新型コロナウイルス感染症予防対策の取組※)



予防対策で大切なこととして、感染症の特性を理解して行動することが挙げられます。このため、看護師が施設職員・利用者に、手洗いする機会や方法などについて研修を行うなど、実際の予防対策につながるような取組が行われています。

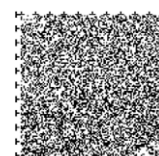
※市内の障害者施設での取組の一例を紹介させていただいています。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
グループホームの整備数	219人分	301人分

説明：市内において共同生活援助（グループホーム）の指定を受けている事業所の定員数の合計です。

*1 障害児通所支援……心身の発達に何らかの心配や障害のある子どもが、遊びや運動など小集団（又は個別）の活動を通じて成長していけるよう支援する、児童福祉法上のサービス。



4

支援体制の充実



障害者が身近な場所で気軽に相談できるよう、地域の支援体制の整備を進めていく必要があります。整備に当たっては、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」などを取り入れながら、他分野多機関との連携を進めていくことが重要です。

写真提供：ライト・イット・アップ・ブルー所沢実行委員会

所沢市のこれまでの主な取組



[医療的ケア] 支援体制の整備

医療的ケア児支援の情報交換会を開催し、保健、医療、福祉その他の関係機関とともに、情報共有や意見交換を行いました。



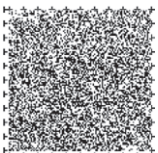
[発達障害支援] 理解促進と支援

発達障害に関する相談支援のほか、研修や啓発事業等の地域支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施しました。



[相談支援] 支援体制の強化

所沢市基幹相談支援センターと共同で、新規の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の開拓を行いました。



主要な課題

課題① 相談支援

- 相談支援事業所・相談支援専門員の不足や負担の増大
- 相談支援事業所・相談支援専門員の地域への定着

課題② 地域の支援体制

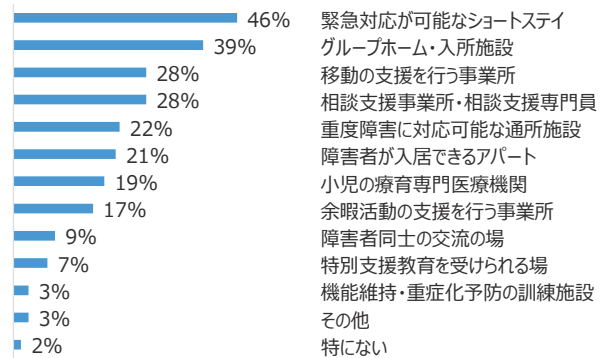
- 安定した支援体制構築に向けた他分野多機関連携のための取組
- 事業者向けのスキルアップ研修会の実施

課題③ 重度障害者支援体制

- 医療的ケア児支援のための取組

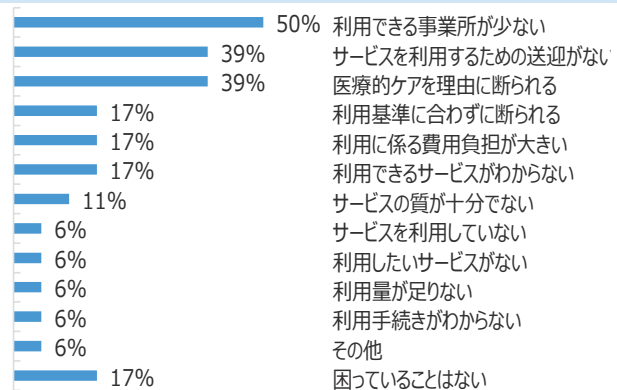
所沢市に不足している地域資源※（事業所アンケート） n = 127

事業所に対して、所沢市に不足している地域資源を尋ねたところ、「緊急対応可能なショートステイ」「グループホーム・入所施設」「移動の支援を行う事業所」「相談支援事業所・相談支援専門員」「重度障害に対応可能な通所施設」の順に回答が多くなっています。

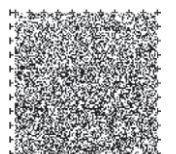


サービスの利用について困っていること※（在宅医療的ケア児アンケート） n = 18

在宅医療的ケア児に対して、サービスの利用について困っていることを尋ねたところ、「利用できる事業所が少ない」「サービスを利用するための送迎がない」「医療的ケアを理由に断られる」の順に回答が多くなっています。



※は複数回答形式。



(1) 相談支援の充実

①総合的な相談体制の確立

所沢市基幹相談支援センターと委託相談支援事業所において、障害者の身の回りの相談に対応するとともに、発達障害に関する相談、就学・教育相談、就労相談等についても専門的な窓口において対応します。そして、各相談窓口の連携を強化し、ワンストップでの対応を可能にするよう努めます。

また、相談支援事業に興味のある法人等に対する勧誘や情報提供を行うとともに、相談支援事業所・相談支援専門員が地域に定着するための後方支援を行い、市内の相談支援体制の充実を図ります。

②ケアマネジメントの充実

障害者一人ひとりに適切なケアマネジメントを行うため、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を進めます。また、地域生活に移行する障害者に対して、関係者の連絡調整等の支援を適切に実施します。

(2) 地域の支援体制の充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

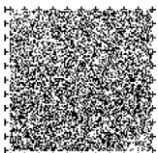
精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を目指します。

②地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、地域生活支援拠点に必要な機能の充実を図ります。

③サービスの質の向上

所沢市自立支援協議会において、関係者のネットワーク強化を図るとともに、市内の福祉サービス事業者に対して情報提供やスキルアップにつながる研修を行い、地域における福祉サービスの質の向上に努めます。



(3) 重度障害者支援体制の充実

① 医療的ケアに対応可能な体制の整備

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう「医療的ケア児支援の情報交換会」において、保健、医療、福祉その他の関係機関が医療的ケア児に関する情報共有や意見交換を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターが、当事者や支援者からの相談に応じ、支援に必要な機関等につなぎます。

② 重度障害者への支援

市内の障害者施設等において、重度障害者への適切な支援や、重度障害者の日中活動や居住の場の確保を前進させるために、障害福祉サービス事業所間の情報共有や意見交換の充実に努めます。また、施設整備に当たっては、可能な限り、重度障害者を受け入れることができる環境となるよう、事業者への働きかけを行います。

③ 施設入所支援

障害者の地域移行を推進する一方で、地域において施設入所支援を真に必要とする障害者が一定数いる状況であることを踏まえるとともに、障害者の親亡き後を見据え、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備計画に対して、施設整備に関する調整等について協力し、必要な施設入所支援の提供につながるよう努めます。

目標・指標

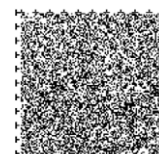
指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所数	19 箇所	23 箇所

説明：所沢市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の数です。

所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度	89.8%	100%
---------------------------	-------	------

説明：所沢市子どもと福祉の未来館 2 階の所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度です。

*1 医療的ケア児……人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。



5

保健医療の充実



保健・医療人材の育成・確保、難病に関する施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進し、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制を充実させていく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[重度精神障害者支援] アウトリーチ支援

精神科医や看護師、精神保健福祉士等の医療と福祉の専門職で構成されたチームによるアウトリーチ支援事業を実施しました。



[母子保健] 障害の早期発見

母子保健対策や乳幼児健康診査等による、障害の早期発見・早期対応に向けた取組を実施しました。



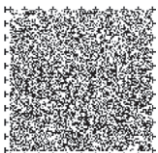
[社会復帰] 機能訓練・リハビリ

心身機能の維持回復と社会復帰や社会参加を目的とした機能訓練やリハビリ相談などを実施しました。



[在宅支援] 訪問による保健指導

脳卒中の後遺症等で自宅療養している方を対象に、閉じこもりの予防、介護者の交流を実施しました。



主要な課題

課題① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 障害の早期発見や、家族に対する早期支援

課題② 保健事業

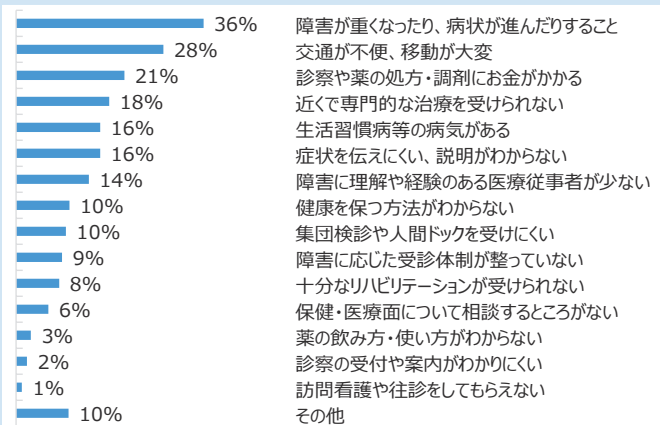
- 健康に対する正しい理解の促進等による健康づくりの推進
- 在宅療養者への健康指導

課題③ 保健医療体制

- 訪問診療・往診に対応可能な医療体制の整備
- 重度精神障害者に対する適切な支援

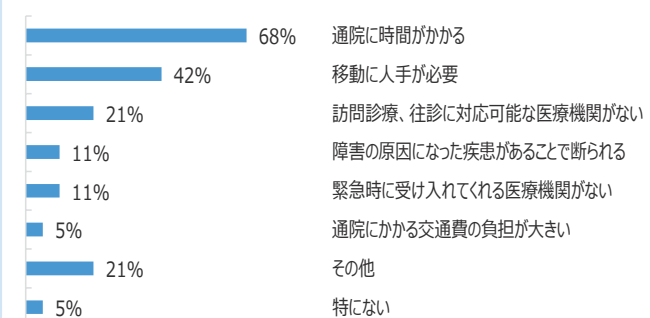
医療面で困っていること※（障害者・障害児アンケート）n = 1,055

障害当事者に対して、医療面で困っていることを尋ねたところ、「障害が重くなったり、病状が進んだりする」が最も多くなりました。また、「生活習慣病等の病気がある」「健康を保つ方法がわからない」といった健康維持に関する回答も見られました。

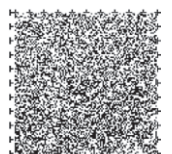


医療機関への受診で困っていること※（在宅医療的ケア児アンケート）n = 19

在宅医療的ケア児に対して、医療機関への受診で困っていることを尋ねたところ、「通院に時間がかかる」の回答が最も多く、次いで「移動に人手が必要」という結果となりました。



※は複数回答形式。



(1) 予防・治療の充実

①障害の予防・早期発見体制の充実

訪問指導、健康診査、健康相談を実施するとともに、妊娠期からの健康管理の向上や乳幼児期の保健指導、定期健康診査の充実を図ります。また、所沢市こども支援センター（発達支援）において、発達障害に関する相談や支援を行います。

②障害の治療・軽減・補完施策の充実

機能回復のためのリハビリテーション事業を実施します。また、障害の治療と軽減を図る自立支援医療の適切な利用を促進します。

(2) 保健事業の推進

①健康づくりの充実

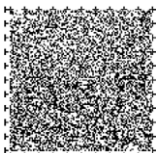
生活習慣病の予防や疾病に関する正しい理解の促進を図るため、所沢市保健センター等での健康相談、講座や講演会等の健康教育の充実を図ります。

また、「歩き」を中心とした健康づくりを推進するため、「トコトコ健幸マイレージ事業」の参加者を拡大します。そのほか、人間ドックや特定健診、各種がん検診について、利用しやすい環境を整備するための研究を進めます。

②保健事業の充実

障害者の心身機能の回復や当事者及び家族の交流、地域社会での自立と社会活動への参加を促すための事業を実施します。

また、在宅で療養中の人や生活習慣病予防が必要な人に対して、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が訪問による保健指導を行います。



(3) 地域の保健医療体制の充実

①地域医療の充実

医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。さらに、適切な医療を安定的に提供できるよう、休日や夜間における医療提供体制の充実に努めます。また、障害の特性を踏まえた歯科診療を継続的に実施します。

②精神保健体制の充実

精神疾患や精神障害者に関する正しい知識や理解の向上のため、こころの健康に関する講座を開催します。

また、医師、看護師、精神保健福祉士等の専門職チームが、重篤な精神障害者を対象に訪問型の支援を行うとともに、将来的には各分野の関係者が連携し精神障害者を支える包括的な地域生活支援の構築を目指します。そのほか、精神障害者が地域生活を送る上で必要な場合に、本人または家族等が市内の精神障害者支援施設等に一時的に宿泊することができる精神障害者等一時宿泊事業を実施します。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
乳幼児健康診査未受診率	5.8%	4.3%

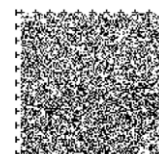
説明：市が実施する4か月児・1歳6か月児・3歳児の乳幼児健康診査を受診していない児童の割合です。

リハビリ相談(予約制)及び訪問リハビリ指導の相談者数	67人	70人
----------------------------	-----	-----

説明：疾患などにより身体機能に支障を来し、社会活動を制限されている方などに対し、理学療法士が個別に対応する相談者数です。

所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数	113人	153人
---------------------------	------	------

説明：所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数です。



6

育ちと学びの充実



障害児が、就学の前後を問わず、適切な教育・保育を受けられるよう、環境の整備を進めていく必要があります。また、学校外の活動においても、教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむことができるよう、施策を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[共生] 保育園での障害児受入

混合保育*1として保育園で障害児の受け入れを行うとともに、医療的ケア児の受け入れを令和2年度から試行的に開始しました。



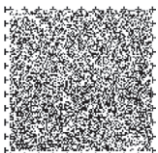
[こどもの健全育成] 放課後児童クラブ

放課後の時間帯における適切な遊びや生活の場の提供として、令和2年度当初で86人の障害児が放課後児童クラブに通いました。



[インクルーシブ教育] 教育環境の整備

支援籍学習*2や合同研修等を実施し、通常学級、特別支援学級、通級指導教室*3、特別支援学校間の連携を深めたほか、特別支援教育支援員*4を配置しています。



- *1 混合保育……発達に配慮が必要な児童が、保育園等において、他の児童と共に生活することで、相互の健全な成長発達を促すことを目的とした制度。
- *2 支援籍学習……障害のある児童生徒が、在籍する学校または学級以外にも学籍（支援籍）を置くことで必要な学習活動を行う、埼玉県独自の仕組み。
- *3 通級指導教室……小中学校の通常学級に在籍している心身に軽度の障害がある児童生徒へ、心身の障害に応じた特別の指導を特別な場で行うもの。
- *4 特別支援教育支援員……通常の学級において、特別の配慮を必要とする児童生徒のために、学習活動上のサポートや日常生活の介助を行う支援員。

主要な課題

課題① 幼児期における環境整備

- 保育者の知識・技量の向上のための取組
- 障害児の受け入れが可能な人員配置

課題② 学校の教育体制・教育環境

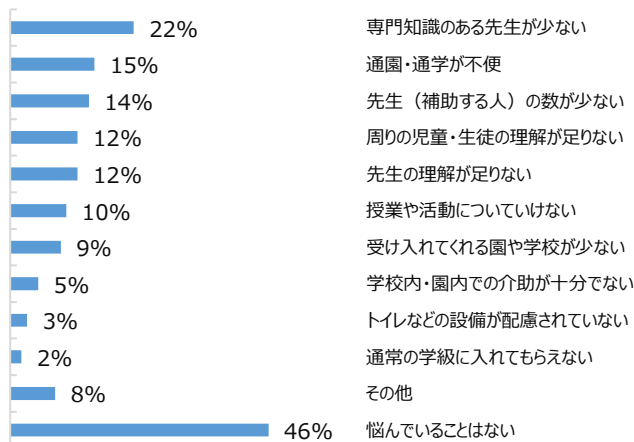
- 特別支援教育に関する研修の充実
- 学び方の異なる児童生徒への多様な支援方法の開発と共有
- 学校における児童生徒の障害に応じた教育環境の確保

課題③ 学習活動の充実

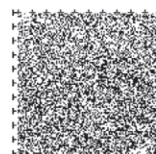
- 障害児と同世代のこどもとの交流等による多様な学習活動への支援

学校等に通うにあたって悩んでいること※（障害児アンケート） n=405

障害児に対して、学校や保育所等に通うにあたって悩んでいることを尋ねたところ、「専門知識のある先生が少ない」「通園・通学が不便」「先生（補助する人）の数が少ない」「周りの児童・生徒の理解が足りない」の回答がありました。また、「授業や活動についていけない」という回答も見られました。



※は複数回答形式。



(1) 幼児期における教育・保育の充実

①教育・保育環境の整備

巡回指導や研修により、保育者の知識・技量の向上を図るとともに、保育園、幼稚園と通所支援事業所等の連携に努めていきます。

また、民間の保育園、幼稚園等が障害児を受け入れるために職員を雇用する場合の経費の一部を補助します。

(2) インクルーシブ教育システム^{*1}の推進

①教育体制の整備

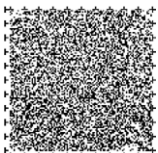
連続性のある「多様な学びの場」の充実に向け、通級指導教室、特別支援学級の計画的な設置を検討していきます。さらに、特別支援教育支援員^{*2}を配置し、通常の学級において特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。

また、特別支援学校との連携を深め、支援籍学習を拡充するとともに、交流や共同学習を推進します。

②教育環境の整備

小中学校からの要望に対して、児童生徒の障害に応じた必要な改修を行うとともに、校舎等の増築・改築工事や大規模改修工事に併せて、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー改修を行います。

また、研修等を通じて教職員に対する特別支援教育への理解促進を図るとともに、福祉関係機関や地域のボランティアとの連携により、総合的な学習の時間の体験活動等を通して福祉教育の充実を図ります。



*1 **インクルーシブ教育システム**……人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

*2 **特別支援教育支援員**……通常の学級において、特別の配慮を必要とする児童生徒のために、学習活動上のサポートや日常生活の介助を行う支援員。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

① 学習機会・内容の充実

放課後児童クラブで障害児の受け入れを行うほか、松原学園（児童発達支援センター*1）と市内保育園の交流を行い、双方の子どもたちが共に成長する機会を設けます。また、生涯学習推進センターや公民館では、学習講座の受け入れ体制等の環境整備や各ライフステージにおける多様な学習活動への支援を推進していきます。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,509 件	1,650 件

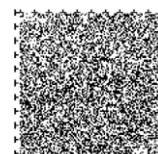
説明：障害児を受け入れている保育園・幼稚園を巡回し、保育士等職員への指導・助言を行った件数です。

特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組を行った学校の割合	—	100%
-----------------------------------	---	------

説明：市内の公立小中学校において、児童生徒や保護者を対象として、特別支援教育や障害者に対する理解促進に向けた取組を行った学校の割合です。

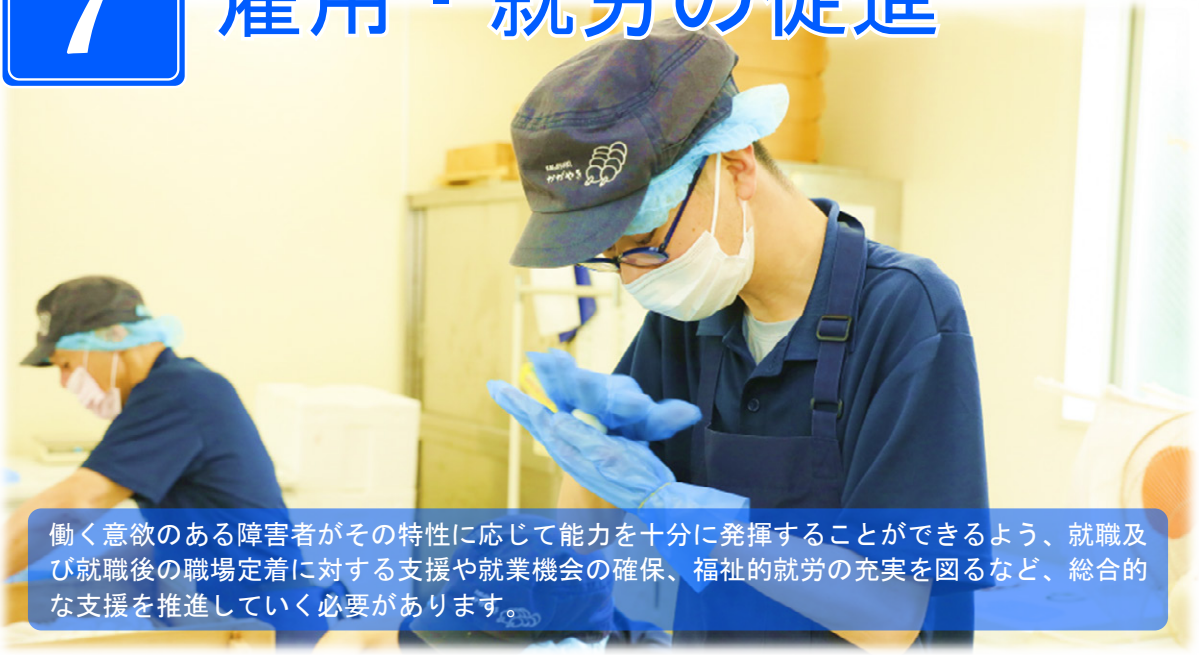


*1 児童発達支援センター……児童福祉法に基づく児童発達支援を行うほか、地域で暮らす障害児やその家族からの相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。



7

雇用・就労の促進



働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就職及び就職後の職場定着に対する支援や就業機会の確保、福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[雇用促進] 事業者への助成・表彰

障害者雇用を行う事業者に助成するとともに、障害者雇用に理解のある優良な事業者の表彰を行いました。



[連携強化] 審議会等の委員委嘱

雇用・労働分野の機関の職員に審議会等の委員を委嘱し、障害者の就労に向けた連携強化を図りました。



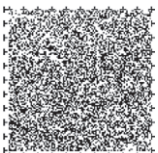
[就労支援] 一般就労に向けた支援

ところざわ就労支援センターにおいて、障害者の就職への支援や、職場定着に向けた支援などを実施しました。



[就労支援] 福祉的就労の機会の提供

一般就労が困難な障害者に対して、障害福祉サービス事業所等の福祉的就労の機会を提供しました。



主要な課題

課題① 障害者雇用の促進

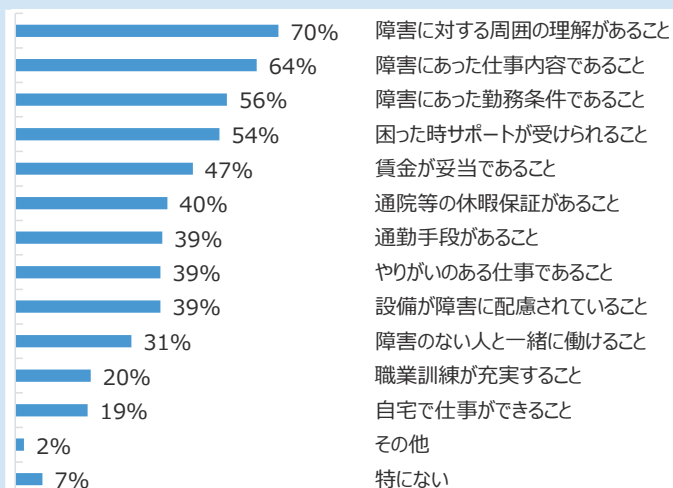
- 困った時にサポートが受けられるような職場環境
- 事業者の障害に対する理解

課題② 就労及び職場定着

- 障害者本人の意向や障害の状態を踏まえた適切な就労先・活動形態の選定
- 一般就労後の職場定着支援（障害者及び事業者、それぞれへの支援）
- 福祉的就労の機会の確保

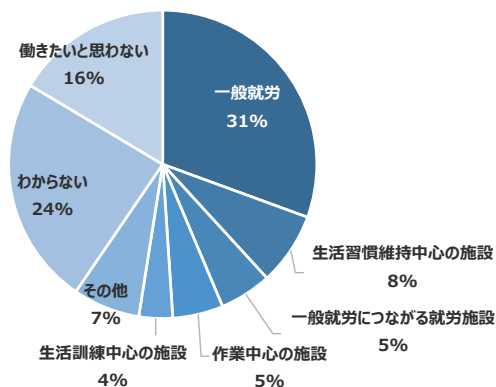
働いていく上で重要なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,279

障害当事者に対して、働いていく上で重要なことを尋ねたところ、回答者の半数以上が「障害に対する周囲の理解がある」「障害にあった仕事内容・勤務条件である」「困った時サポートが受けられる」を選択していました。また、「通勤手段があること」や「やりがいのある仕事であること」の回答も見られました。

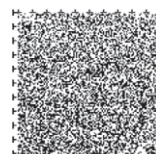


将来希望する就労先等（障害者・障害児アンケート）n = 1,246

障害当事者に対して、将来希望する就労先等を尋ねたところ、回答者の約3割が「一般就労」を選択し、「生活習慣維持中心の施設」「一般就労につながる就労施設」等がそれに次ぎました。他方、「働きたいと思わない」と回答した人も約2割いました。



※は複数回答形式。



(1) 雇用の場の創出

① 障害者雇用の促進と就業機会の確保

障害者を雇用するための職場環境の整備等を行う事業者に対する助成や障害者雇用促進法に基づく特例子会社^{*1}の設立に対する奨励金の交付を行い、障害者雇用の場の確保を図ります。

また、障害者雇用に理解のある優良な事業者を表彰する等、障害者雇用の促進を図ります。そのほか、就労の機会を増やすため、農業と福祉の連携の研究を進めるとともに、農業者・福祉事業所の相談対応を行います。

(2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

① 就労に向けた支援

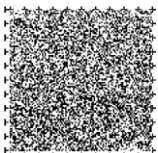
ところざわ就労支援センターにおいて、企業とのマッチングから職場定着のための支援まで一括して行い、障害者の就労を支援します。そのほか、ところざわ就労支援センターが開催する連絡会議等を通じて、地域の障害者雇用・就労に向けた他機関との連携体制の充実を図ります。

また、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、事業者に対して障害者が働きやすい環境の整備の必要性に関する啓発や情報提供を行い、職場の理解促進に努めます。そのほか、多様な就労形態の一つとして、在宅就労のサポートを行います。

② 福祉的就労の充実

民間企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センター^{*2}での生産活動等の福祉的就労の機会を確保するために、市内の環境の充実を図ります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、市内事業所と連携し、障害者施設での受注や工賃の向上に向けた取組を進めます。



*1 **特例子会社**……事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度。

*2 **地域活動支援センター**……地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を図る施設。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
ところざわ就労支援センター*1登録者の就職者数	631人	790人

説明：ところざわ就労支援センター登録者のうち、民間企業等に就職した人の人数です。

障害者就労施設等からの調達実績額	8,572,349円	9,000,000円
------------------	------------	------------

説明：障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から調達する物品等の実績額です。



▲株式会社角川クラフトの紹介動画

令和2年11月6日にグランドオープンした角川武蔵野ミュージアム内「エディットタウン」にある図書については、市内の障害者就労系施設において図書の装備作業（ラベル貼付、テープ貼付など）の一端を担いました。

また、障害者の雇用促進を図るために、令和元年9月に株式会社角川クラフトが設立され、地域における障害者雇用の取組が進められています。

*1 ところざわ就労支援センター……障害者の就労を総合的に支援する機関として、所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口内で、民間企業等への一般就労を希望する障害者の就労支援を行っている。



8

情報アクセシビリティ の向上



障害者が必要な情報にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティ*1の向上を推進していく必要があります。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保が必要です。

所沢市のこれまでの主な取組



[情報保障] 手話通訳・要約筆記

必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣と育成を行いました。



[代読支援] 理解促進と支援

所沢図書館において、書籍等の対面朗読のサービスを行いました。



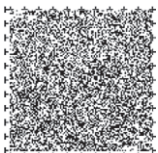
[情報発信] 多様な広報媒体の活用

多様な広報媒体を活用し、視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮等、わかりやすい情報の発信に努めました。



[情報保障] 点訳・音訳*2

視覚障害者に対するコミュニケーション支援として、点訳・音訳ボランティア講習会を開催し、支援者の養成を図りました。



*1 情報アクセシビリティ……情報の取得や意思疎通に関係する、機器やサービスを円滑に利用できること。

*2 点訳・音訳……点訳とは言葉や文字を点字（紙面にとび出した六つの点を組み合わせて判読する文字の符号）に訳すこと。音訳とは文字を音声に訳すことをいい、録音図書を製作すること全体を含めて音訳（音声訳）と言う。

主要な課題

課題① 対象者に応じた適切な情報発信

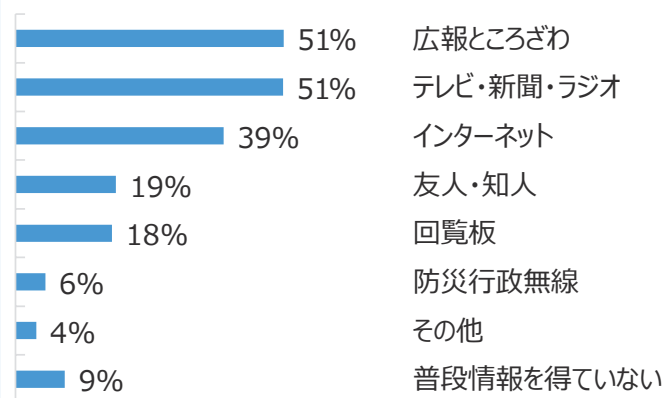
- 情報アクセシビリティの向上
- 対象者の年齢層に応じた適切な情報提供方法の選択

課題② 意思疎通支援の取組

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成
- 点訳・音訳ボランティアの養成

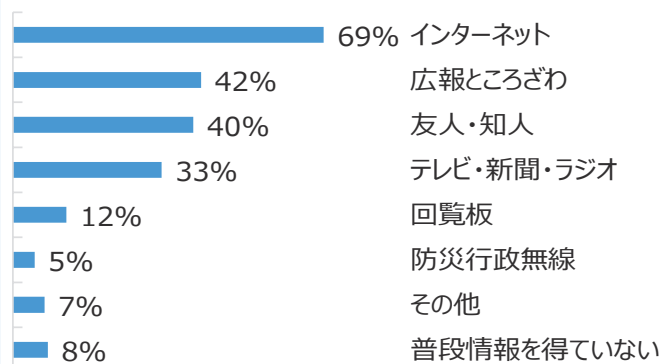
主な情報入手方法※（障害者アンケート）n = 953

障害者に対して、主な情報入手方法を尋ねたところ、回答者の半数以上が「広報ところざわ」「テレビ・新聞・ラジオ」を選択していました。また、「インターネット」を選択した割合も4割近くに上っています。また、「友人・知人」を選択した人も2割近くに上りました。

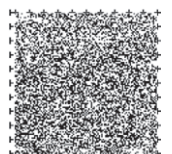


主な情報入手方法※（障害児アンケート）n = 413

障害児に対して、主な情報入手方法を尋ねたところ、回答者の約7割が「インターネット」を選択していました。また、約4割が「広報ところざわ」や「友人・知人」を、約3割が「テレビ・新聞・ラジオ」を選択していました。



※は複数回答形式。



(1) 情報提供の充実

①行政情報のアクセシビリティ向上

視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮等、行政が発信する情報のアクセシビリティの向上に取り組みます。

また、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、障害者が自ら選択する意思疎通手段を用いるための相談への対応や支援を行います。

②情報提供の充実

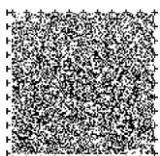
広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用して、情報提供を行うとともに、障害特性への配慮等、対象者に伝わりやすい適切な情報提供方法を選択することで、わかりやすい情報の発信に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

①コミュニケーション支援体制の充実

聴覚障害者の社会参加や意思疎通を支援するため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、市内の支援体制の充実を図ります。

また、視覚障害者に対するコミュニケーション支援として、点訳や音訳ボランティアの育成を支援するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターなどを中心に地域福祉活動への参加促進に取り組みます。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
ウェブアクセシビリティ向上のための ホームページ操作研修の受講者数（累計）	52人	144人
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の 利用件数	2,046件	2,200件

説明：所沢市職員のウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数（令和元年度からの累計）です。

説明：聴覚障害者への手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、電話通訳、来所相談の合計件数です。

あなたも簡単！ 手話トーク



◀ 広報ところざわ令和2年12月号

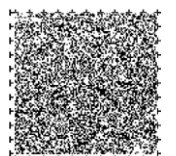
手話トークの
ホームページ
にアクセスで
きます。



手話を知ってもらおうきっかけづくりのために、令和元年5月から10月にかけて、広報ところざわに「あなたも簡単！手話トーク」を掲載しました。紙面での掲載に加えて、動画で手話の単語紹介と、季節に合わせた手話による会話を紹介しました。記事への感想も好評で、「こどもと一緒に楽しみながら手話しています。」などの声が寄せられました。撮影は所沢市聴覚障害者協会の方にご協力をいただき、令和2年は広報ところざわ12月号に掲載しました。

（広報ところざわ読者アンケートより）

- ・いつも楽しく拝見しています。
- ・身近な言葉だと覚えやすい。きっかけに手話の勉強をしようかなと思いました。
- ・5月号からはじまった手話トーク切り抜いてファイルにして必ず自分でやっています。これからも続くといいですね。
- ・手話トークを読んで、こういった組み合わせで出来ているのかと勉強になりました。家族でやってみました。



9

安全・安心な まちづくり



障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進めるとともに、災害に強い地域づくりや防犯対策を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[防災] 災害等に備えた体制整備

防災ガイド・避難所マップ*1のデジ版*2作成、避難行動要支援者名簿*3の更新、障害者へ配慮した福祉避難所の整備を進めました。



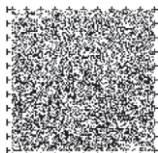
[自助・共助・公助] 安全な生活の推進

障害者をはじめ市民の安全な暮らしを守るため、地域住民による自主防災組織や自主防犯団体への支援を行いました。



[環境整備] 福祉のまちづくりの推進

埼玉県福祉のまちづくり条例や所沢市都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを進めました。



- *1 避難所マップ……災害時の指定避難場所や主な防災関係機関等の連絡先や場所が記載されている地図。
- *2 デジ版……視覚障害などで活字の読みが困難な人のために制作されるデジタル図書。
- *3 避難行動要支援者名簿……障害者や高齢者等、自力での避難が難しい人を事前に把握し、安否確認や避難支援に役立てるための名簿。

主要な課題

課題① 外出時の障壁の除去

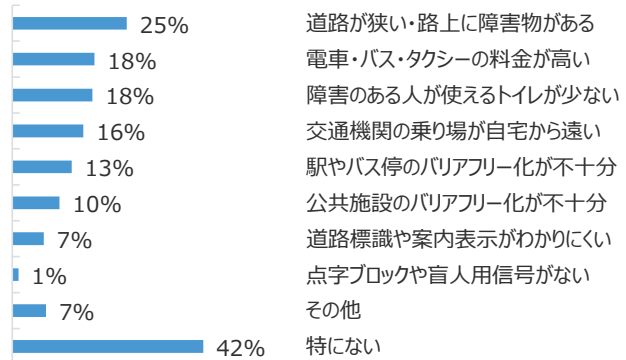
- 公共交通機関の利便性向上
- 市内店舗等における社会的障壁の除去

課題② 災害時の不安解消

- 災害や避難に関する適切な情報発信
- 防災体制の整備

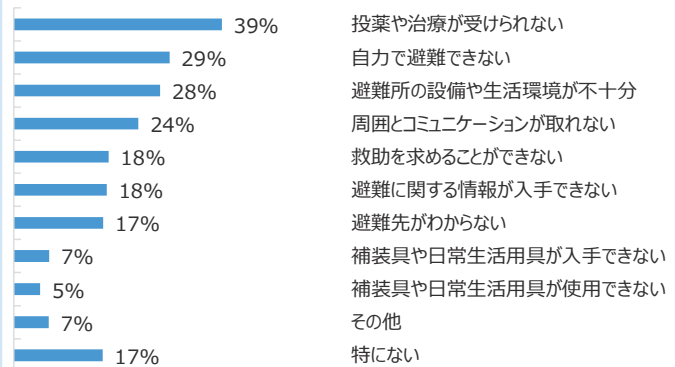
外出時に不便なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,300

障害当事者に対して、外出時に不便なことを尋ねたところ、「道路が狭い・路上に障害物がある」「電車・バス・タクシーの料金が高い」などが選択されました。他方、約4割が「特にない」を選択していました。

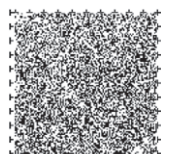


災害時に不安なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,335

障害当事者に対して、災害時に不安なことを尋ねたところ、「投薬や治療が受けられない」「自力で避難できない」のほか、「避難所の設備や生活環境が不十分」「周囲とコミュニケーションが取れない」という回答が多くなっていました。



※は複数回答形式。



(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

埼玉県福祉のまちづくり条例、所沢市都市計画マスタープランに基づき、建物等のバリアフリー化を促進するとともに、整備・改修にあたってはユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが生活しやすい環境整備に努めます。

また、狭あい道路の拡幅や歩道の整備において、誰もが安全・安心に利用できる歩行者空間の確保に努めます。

そのほか、市内の飲食店や小売店等においてスロープの設置やトイレのバリアフリー化、筆談ボードの設置、点字メニューの作成等の合理的配慮の推進に努めます。

②住宅環境の整備

入居を希望する障害者に対して市営住宅における抽選倍率の優遇措置を実施するとともに、障害者や高齢者に配慮した整備・改善に努めます。また、賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

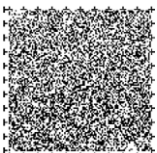
③移動しやすい環境の整備

鉄道事業者やバス事業者に対してバリアフリー推進の働きかけを行うとともに、駅ボランティアの養成や市内循環バスであるところバスの利便性向上のための路線見直し等に取り組むことにより、移動しやすい環境の整備に努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

①情報提供の充実

障害者団体の意見を反映し作成した防災ガイド・避難所マップを活用するほか、情報提供を進めていきます。防災行政無線やところざわほっとメール、市ホームページ等、様々な手段を通じて、わかりやすい情報の発信に努めます。



②防災体制の整備

避難行動要支援者名簿を更新するとともに、防災備蓄倉庫の整備や、障害者を含む地域住民の防災訓練の実施を支援します。また、福祉避難所（二次避難所）*1となる施設で避難訓練を実施し、施設利用者はもとより、指定避難所（一次避難所）では生活が困難な方を受け入れできるような防災体制の整備を進めます。

③災害時の応急体制の整備

市の福祉施設や特別支援学校等と連携し災害時における福祉避難所（二次避難所）の整備を進めるとともに、災害時の不安を解消するため、緊急時相談窓口や巡回サービス等について引き続き実施体制の整備を進めます。

④防犯体制の充実

街頭キャンペーンや広報活動を通じて地域安全活動への啓発を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援します。

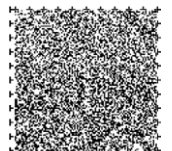
目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
駅ボランティア登録者数（延べ人数）	2,460人	2,760人
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	18件	21件

説明：鉄道駅等の場所で、身体障害者等が安全で快適に移動できるよう支援を行う駅ボランティアとして登録した人数の合計です。

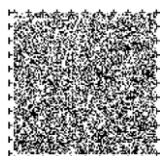
説明：指定避難所での避難生活に支障がある障害者等、要配慮者に対応できる福祉避難所の協定締結件数です。

*1 福祉避難所（二次避難所）……指定避難所等に避難した被災者で、避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認められた障害者や高齢者等の要配慮者を受け入れるための避難所。



▼目標・指標一覧（再掲）

体系	指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
1.差別解消 と権利擁護 の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会 づくり条例に関する職員研修の受講者数（累計）	567人	1,220人
	障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関 する出前講座の受講者数	133人／年	200人／年
2.社会参加 の促進と協 働の推進	所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福 祉の未来館の体育館等を利用した障害者数	7,352人／年	8,500人／年
	障害者週間記念事業来場者数	332人／日	550人／日
3.福祉サー ビス等の充 実	グループホームの整備数	219人分	301人分
4.支援体制 の充実	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支 援事業所数	19か所	23か所
	所沢市こども支援センター（発達支援）の利用者 満足度	89.8%	100%
5.保健医療 の充実	乳幼児健康診査未受診率	5.8%	4.3%
	リハビリ相談（予約制）及び訪問リハビリ指導の 相談者数	67人	70人
	所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ 登録者数	113人	153人
6.育ちと学 びの充実	保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,509件	1,650件
	特別支援教育や障害者に対する理解促進のため の取組を行った学校の割合	—	100%
7.雇用・就 労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	631人	790人
	障害者就労施設等からの調達実績額	8,572,349円	9,000,000円
8.情報アク セシビリテ ィの向上	ウェブアクセシビリティ向上のためのホーム ページ操作研修の受講者数（累計）	52人	144人
	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,046件	2,200件
9.安全・安心 なまちづくり	駅ボランティア登録者数（延べ人数）	2,460人	2,760人
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協 定締結件数	18件	21件



障害者作品展の受賞作品の紹介①

令和2年12月1日から7日まで、所沢市役所1階市民ホールにて障害者作品展が開催されました。会場内には、市内の障害者施設の利用者等が作成した絵画や陶芸、工作などの作品が展示され、多くの方にお越しいただきました。このページでは、計143点の作品の中から選出されたところん賞受賞作品10作品のうち、4作品を紹介します。(78ページ「障害者作品展受賞作品の紹介②」に続く。)



雨と水紋 (絵)
早川 敦裕さん



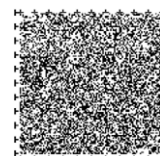
ぼくの好きな西武 20000系 (写真)
入山 琥太郎さん



森のフクロウ (創作)
山本 雅也さん



ぼくの動物園 (絵)
四ノ宮 景さん



第2節 ライフステージを通じた支援

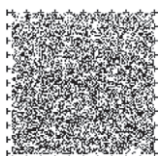
1. ライフステージの設定

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、分野ごとの施策展開に加え、障害者一人ひとりのライフステージに応じた支援を行っていくことが必要です。

このため、「1. 乳幼児期(小学校入学前)」「2. 学齢期(小学校入学～17歳)」「3. 青年期(18歳～39歳)」「4. 壮年期(40歳～64歳)」「5. 高齢期(65歳以上)」の5つのライフステージを設定し、それぞれの年代で必要とされる支援を横断的・重点的に取り組んでいきます。

また、年代ごとの特徴を踏まえ、各ライフステージにおいて、特に求められている支援や重点施策を記載するとともに、ニーズの高い施策に関する、障害福祉、教育、保育、医療、雇用労働、高齢者福祉等、分野間の連携についても記載します。

<ライフステージを通じた支援のイメージ>



2. 求められている支援の考え方

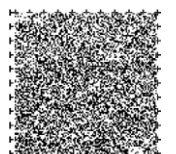
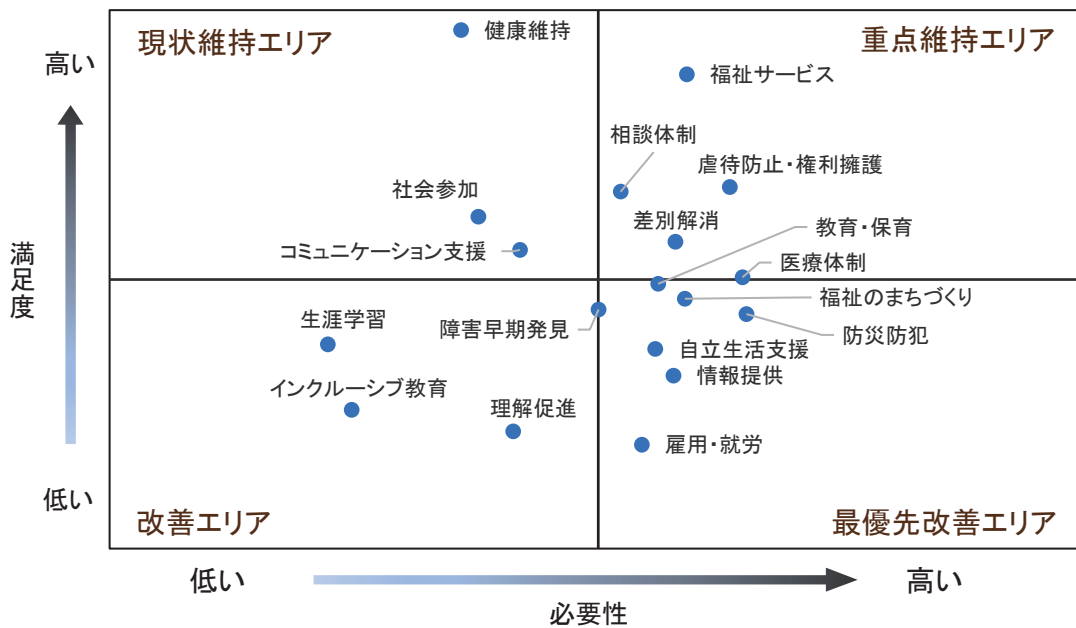
それぞれの年代でどのような支援が求められているかを分析するため、市内の障害者に対して実施したアンケート（本編 20 ページ）から、市の施策の満足度と必要性の評価を集計し、ライフステージ別に分析しました。

具体的には、第 4 次所沢市障害者支援計画に掲載した 18 項目の障害者施策について、満足度と必要性を 5 段階で評価していただき、満足度と必要性のそれぞれの平均を交点として、4 つのエリアに分類しました。

- 1) **最優先改善エリア**（必要性が高いが、満足度は低い）
- 2) **改善エリア**（必要性が低く、満足度も低い）
- 3) **重点維持エリア**（必要性が高く、満足度も高い）
- 4) **現状維持エリア**（必要性は低いが、満足度が高い）

各ライフステージ固有の課題を抱える分野について、最優先改善エリアや改善エリアの施策を中心に重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。

<障害当事者全体>



3. 乳幼児期（小学校入学前）の支援



この年代の特徴

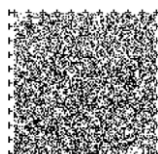
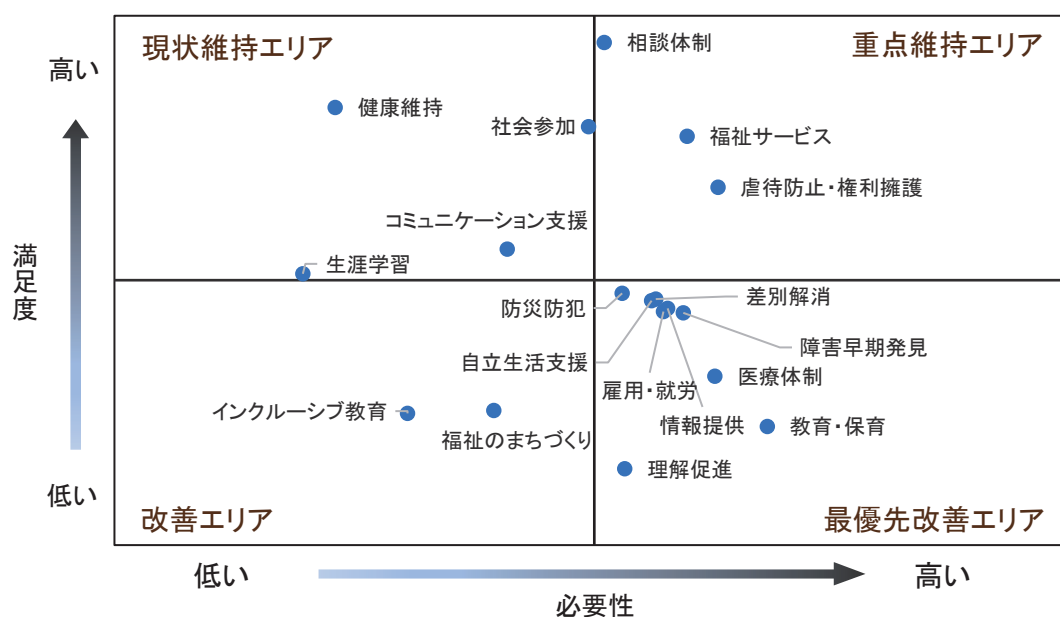
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期の支援は、将来の本人にとって、充実した生活を送る上で非常に重要です。また、このような時期においては、保護者についても、子どもの障害の受容が難しい、育児に関する悩みがあるといった、様々な問題を抱えています。

このため、障害児本人に対してはもちろん、保護者の心理的・身体的な負担を軽減するためにも、家族全体に対する支援を行う必要があります。

求められている支援（アンケート結果から）

乳幼児期で優先度の高い施策は、「障害児のための教育・保育の促進」「地域の医療体制の整備」「障害者への理解を深める活動の推進」のほか、「障害の早期発見や対応の促進」「わかりやすい情報の提供」等となっています。

<乳幼児期>



重点的な取組・支援

障害を早期に発見し、支援を開始するため、必要な情報の提供や健康診査等の機会の提供を行います。

また、障害児と保護者が安心して暮らせるよう、保護者支援の充実や相談支援、障害児保育の適切な実施等に取り組みます。

主な施策・事業

母子保健事業	妊娠期からの健康管理の向上や訪問指導、乳幼児健康診査、健康相談等を通じて、母子を支援し、乳幼児の健全な発育・発達を図ります。
発達支援事業	所沢市こども支援センター（発達支援）において、発達障害に関する相談支援や通所支援を行います。また、専門性を生かした巡回支援や啓発活動等の地域支援に取り組みます。
障害児保育の実施	保育園等での混合保育を通じて、お互いの成長・発達を促すことで、個性を伸長する保育を充実します。

関連分野間の協働

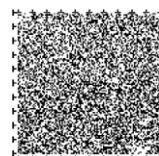
乳幼児期では、保護者は、わからないことだらけの中で育児に臨まなければならず、心身両面の負担がとても大きいものと思われれます。

そこで、教育・医療・福祉の各分野が協働で、保護者に対して、困った時に適切に対処するための情報提供を行うことでその負担の軽減を図ります。

また、各分野が他分野への理解を深めることで、保護者からの相談に応じて、分野間を横断した適切な支援へとつなげることができるよう、関連分野間の連携のための取組を推進します。

主な施策・事業

障害児の保護者に対する情報提供	教育・医療・福祉等の分野が連携し、保護者に対して、何かあったときの相談窓口や相談方法、困った時の対処法等の情報を提供するための手法について、調査研究を行います。
-----------------	--



4. 学齢期（小学校入学～17歳）の支援



この年代の特徴

学齢期は、集団生活等を通じて知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向けて人格を形成していく、学びと成長の時期です。

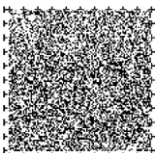
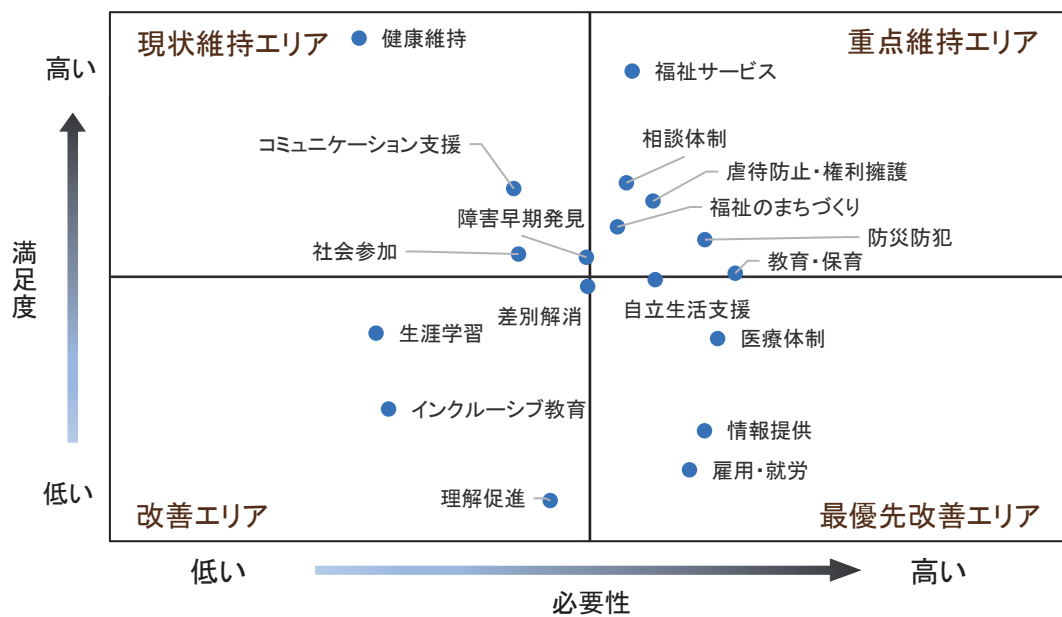
このため、障害児や保護者のニーズや状況に応じた適切な教育の実施や地域での活動の充実等、社会参加をするための取組が大切となります。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、各関係機関の連携・接続に関するきめ細かな取組も重要です。さらに、学校卒業後は、進路の決定など、本人の希望を実現するための支援を行う必要があります。

求められている支援（アンケート結果から）

学齢期で優先度の高い施策は、「障害者の働く場所の確保」「わかりやすい情報の提供」のほか、「地域の医療体制の充実」となっています。他方、「障害者への理解を深める活動の推進」の満足度が低くなりました。

<学齢期>



重点的な取組・支援

本人が社会に出ていく準備をするために、教育や進路等の心配事に関する相談支援を行うとともに、乳幼児期から引き続き保護者も含めた総合的な支援を行います。

また、障害の程度や状態に応じた教育環境・医療環境を整備するとともに、卒業後の進路の選定についても支援していきます。

主な施策・事業

就労アセスメントへの対応	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する障害児に対し、特別支援学校や就労移行支援事業所が就労アセスメントを実施します。
就学相談・教育相談の実施	学習面や生活面等、子どもの状況をつぶさに見取るとともに、本人や保護者と教育相談をしたり、支援者間でケース会議を開催したり、必要に応じて就学相談や関係機関につなげるなど、適切な支援に努めます。
医療体制の整備	医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。

関連分野間の協働

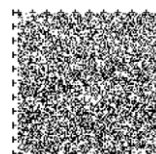
学齢期では、日中の時間を学校で過ごし、放課後には放課後等デイサービス^{*1}事業所を利用される方が増えています。

こうした状況を踏まえ、障害児支援の関係機関が同じ方向を向いて支援を行うために、学校、放課後等デイサービス事業所、障害児支援をプランニングする指定障害児相談支援事業所と家庭の連携強化を図っていきます。

主な施策・事業

学校・放課後等デイサービス事業所・指定障害児相談支援事業所、家庭の連携強化	学校と放課後等デイサービス事業所との連携強化を図るため、先進自治体の取組等を参考に、情報共有・関係構築の手法について調査研究を行います。
---------------------------------------	--

*1 放課後等デイサービス……学校通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。



5. 青年期（18歳～39歳）の支援



この年代の特徴

青年期は、社会的・経済的な自立を目指し、広く社会と関わりながら自己実現に向けて人生を歩んでいく時期です。

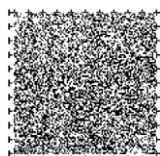
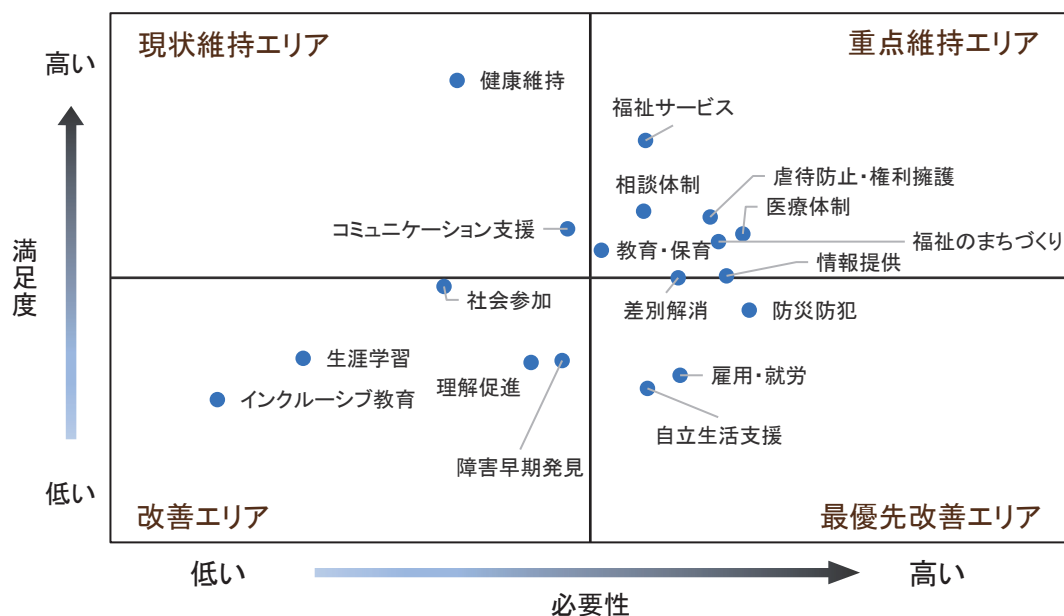
この時期には、不慮の事故や病気によって障害者となる人や社会に出てから障害に気づく人がいます。突然、障害と向き合うという状況になったとき、今までの生活とのギャップや障害の受容について悩む人も少なくありません。

このように、障害者が自立した地域生活を送るためには、家庭、就労等の様々な場面で、障害特性に応じた支援が重要になります。

求められている支援（アンケート結果から）

青年期で優先度の高い施策は、「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」「障害者の働く場所の確保」のほか、「災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進」となっています。

<青年期>



重点的な取組・支援

障害者の就労を促進していくために、民間企業等に対する障害理解の浸透を図るとともに、本人に対する適切な就労支援を提供していきます。

また、一人暮らしが難しい障害者が、地域で自立して生活することができるよう、グループホームの整備に取り組み、居住の場の確保を進めます。

主な施策・事業

民間企業等に対する周知啓発	障害者雇用の促進を図るため、民間企業等に対し、障害者対応や障害者雇用において必要な対応等の周知啓発を行います。
就労支援事業	就労が困難な障害者の職業能力の向上、企業とのマッチングから就労後の定着支援まで一貫して行い、障害者の就労を総合的に支援します。
グループホームの整備	地域の中で自立した生活を希望する障害者の居住の場として、グループホームの整備を図ります。

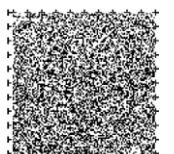
関連分野間の協働

現在、雇用・労働分野は主に国と埼玉県が所管し、障害者への支援は主に市が所管しており、就労分野においても個別に対応がなされている状況です。

障害者の雇用・就労を効果的に促進するために、これらの機関の連携強化を図っていきます。

主な施策・事業

雇用・労働分野と障害福祉分野の連携	ところざわ就労支援センターが中心となり、ハローワーク等の労働分野と障害福祉分野の連携強化を図ります。
-------------------	--



6. 壮年期（40歳～64歳）の支援



この年代の特徴

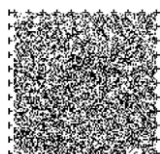
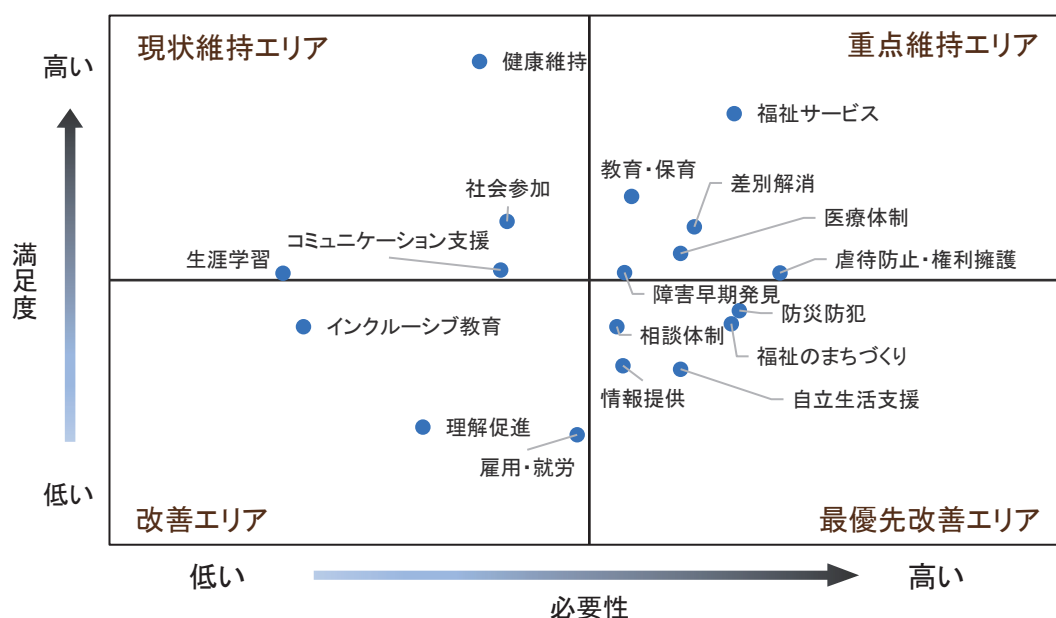
壮年期は、社会の中での立ち位置や人間関係が少しずつ変わっていく時期です。また、家族の高齢化により、これまでと同じような生活を継続することが困難な場合が生じてきます。

このため、現在の状況に対応していくことに加え、障害者本人やその家族が更に年齢を重ねても地域の中で自立した生活を送ることができるよう、将来を見据えた支援が必要になります。

求められている支援（アンケート結果から）

壮年期で優先度の高い施策は、「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」「誰もが利用しやすいまちづくりの推進」「わかりやすい情報の提供」のほか、「災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進」「障害者への相談支援の充実」となっています。

<壮年期>



重点的な取組・支援

家族の高齢化による、家庭環境の変化に対応するため、家族支援を行うとともに、家族が亡くなった後も、本人が自立した生活を送れるよう、親亡き後の準備や居住支援に取り組みます。

さらに、障害者の親亡き後を見据え、地域のセーフティネットとしての役割を持つ障害者支援施設において、緊急的な受け入れに関する調整や受入体制の整備を進めます。また、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備に関する調整について協力します。

主な施策・事業

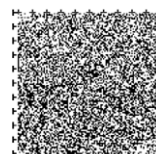
高齢の家族に対する支援	障害者が家族とともに安心して暮らせるように、障害福祉分野と介護保険分野等が連携し、必要に応じて高齢の家族に対しても支援を行います。
親亡き後の準備	家族が亡くなった後の生活の準備として、グループホームの体験利用や成年後見制度の利用等の支援を行うほか、支援者間の情報共有を図ります。
相談支援事業所による居住支援	賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

関連分野間の協働

高齢期に移行し、公的な支援が障害福祉サービスから介護保険サービスに代わることにより本人に不都合が生じないよう、分野間における情報共有や必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な施策・事業

障害福祉と介護保険との分野間の連携	障害福祉サービスと介護保険サービスの受給資格を重複して有する障害者に対して、必要に応じて各分野の担当者が連携して対応します。また、所沢市自立支援協議会等を通じて分野間の情報共有に努めます。
-------------------	--



7. 高齢期（65歳以上）の支援



この年代の特徴

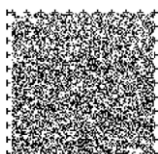
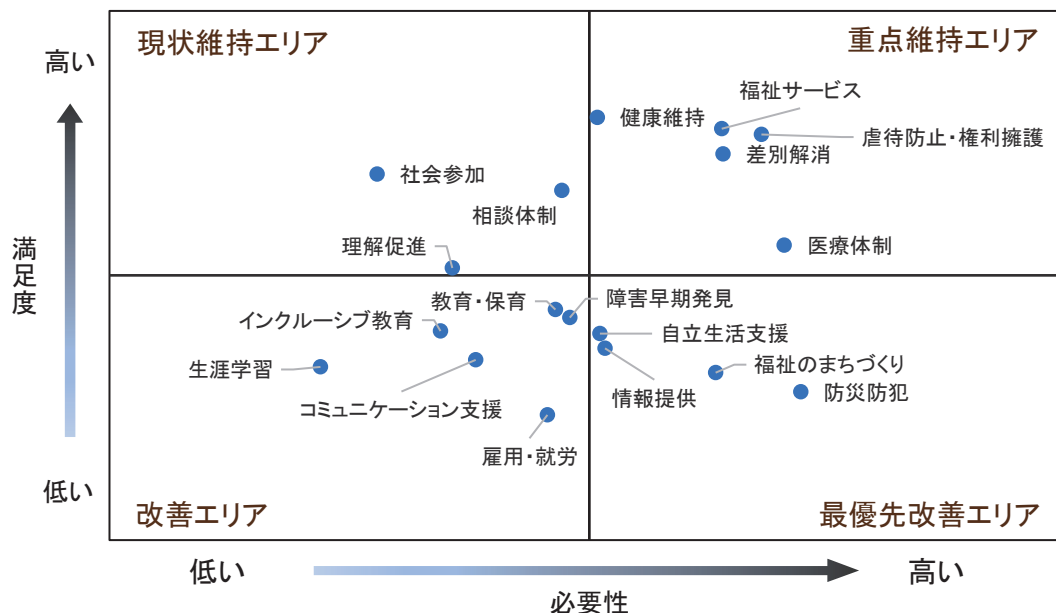
高齢期は、障害者本人の心や身体に変化が現れる時期です。また、家族が亡くなったり、公的な支援制度が障害福祉サービスから介護保険サービスに移行したりすることで、障害者本人を取り巻く環境が大きく変化します。

このため、環境の変化により生じる不安を取り除くため、関連分野間における連携により、総合的な支援を行うことが重要です。

求められている支援（アンケート結果から）

高齢期で優先度の高い施策は、「災害対策や犯罪防止などの体制づくりの推進」「誰もが利用しやすいまちづくりの推進」のほか、「わかりやすい情報の提供」「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」となっています。

<高齢期>



重点的な取組・支援

障害者の高齢期における地域生活においては、環境変化による様々な問題が生じていくことが考えられるため、相談支援体制の整備を進め、多様なケースに対応できるよう努めます。

また、災害や犯罪による被害を最小限に留めるために、災害時の避難対応や防犯体制の充実など、地域を挙げて取り組みます。

主な施策・事業

総合的な相談窓口による対応	所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口において、生活困窮、成年後見等生活全般に関する多種多様な相談に応じます。
災害時における要配慮者支援体制の整備	災害時に障害者や高齢者等の要配慮者の安否確認が地域の中で迅速に行われるための体制整備を、自治会・町内会等地域の協力を得ながら進めます。
地域の防犯体制の充実	街頭キャンペーンや広報活動を通じて地域安全活動への啓発を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援します。

関連分野間の協働

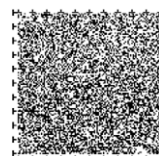
高齢期では、主に高齢者福祉の分野において支援することになりますが、支援者が変わったことで本人が不利益を受けることとならないよう、必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な施策・事業

高齢障害者への支援	高齢期を見据えた障害福祉サービスの提供や、高齢障害者が家庭内で虐待を受けた場合など、必要に応じて高齢者福祉分野と障害福祉分野が連携して対応します。
-----------	---

65歳以上の福祉サービスの利用関係

65歳以上の障害者については、介護保険サービスにより支援をしていくこととなります。しかし、65歳到達以前に障害福祉サービスを利用していた障害者については、介護保険サービスへの移行が本人の不都合とならないよう、障害福祉サービスを併用することができます。

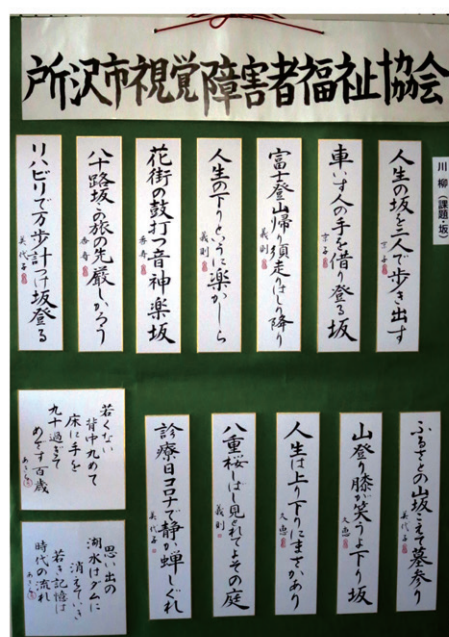


障害者作品展の受賞作品の紹介②

(障害者作品展の受賞作品①の続き)

このページでは、計 143 点の作品の中から選出されたところん賞受賞作品 10 作品のうち、4 作品を紹介します。(65 ページ「障害者作品展受賞作品の紹介①」で紹介していない作品です。) 障害者作品展の受賞作品の紹介①、②で掲載したところん賞受賞作品のほかに、受賞作品が 2 作品ありますが、これらの作品は本計画の表紙と裏表紙に使用しています。

ところん (創作)
井花 ゆりさん



所沢市視覚障害者福祉協会文芸作品 (俳句)
所沢市視覚障害者福祉協会 会員さん



創作武具 (創作)
齋藤 溪さん



ポーランドの街並み (絵) 小田中 浩美さん

